(一社) 日本電線工業会/電線業界における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和3(2021)年 3月 25日(木)

一般社団法人日本電線工業会 調査部 部長 長澤 克

無断複製不可

1. これまでの取組(普及活動等)

- ・2016年2月取引適正化ガイドライン(自主ガイドラインを策定
 - ・工業会顧問弁護士によるセミナーの開催:
- 2017年度から、年1回の"取引適正化ガイドラインフォローアップ"講習会を開催。
- 2020年度は1月に東京・大阪会場とWEBの"ハイブリッド"で約130名の聴講者を実現した。
- ・2016年~2020年にかけて計6回の"取引適正化ガイドラインフォローアップ"アンケートを実施:

今後も年度内に1回のアンケートを実施予定。

- 2. 「未来志向型の取引慣行に向けて」に係る自主行動計画のフォローアップ指針における調査結果(概要)
 - ·調査期間:令和2年10月8日~10月23日
 - ・調査企業:日本電線工業会の会員企業 118社
 - ・回答企業:38社(今回初めて)
 - ・回答率:32.2%
 - ・概観の前に・・・

電線業界の中小企業は、一般的には"下請法"の対象企業ではないが、大企業や中小企業の一部には対象となる取引もあるため、本自主行動計画を作成することとした。

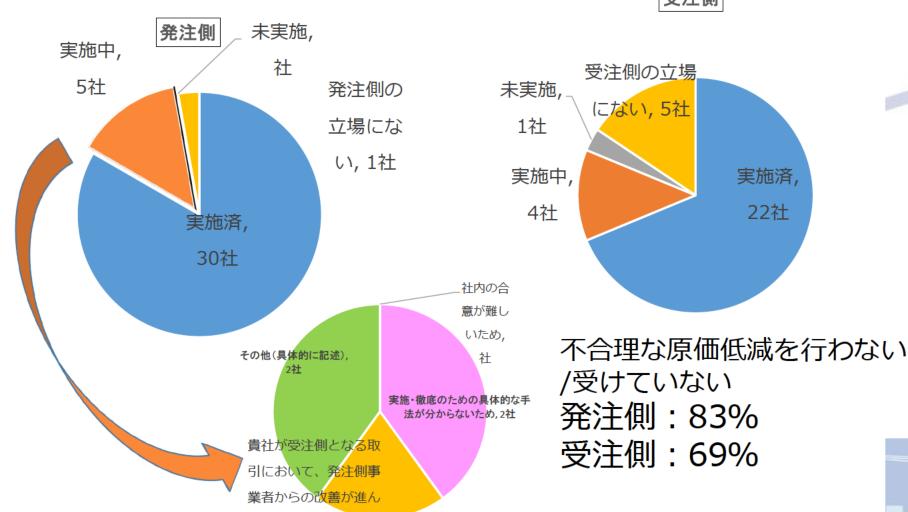
・概観

- ▶「原価低減要請の方法」は発注側、受注側ともに約7~8割が 実施済。
- ▶「型管理についての協議」について、想定以上に関係社が多かった。
- ▶「手形支払い」について、方針や計画を策定しているのは発注側が約6割、受注側が約5割が実施済。未実施社が双方で計 5 社あるのが今後の課題。
- ▶「取引適正化」の改善のため、コロナ禍の影響を大きく受けたのは、受注側が約1割、発注側が約2割に留まった。
- ▶親事業者⇔下請事業者間で全て書面の割合は、受注側、発注側ともに約8割前後だった。
- ▶電子受発注、電子決済等の導入による情報化への対応状況は、 全く電子化していない、電子化の割合が低いを合わせると受注 側、発注側ともに、約6割ほどで、今後の課題。

3. 調査結果と分析(1)重点三課題①原価低減

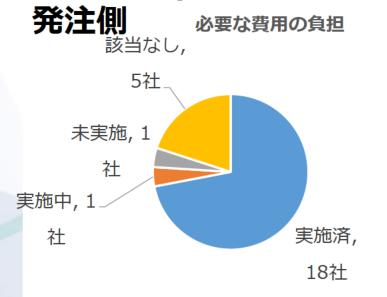
でいないため、1社

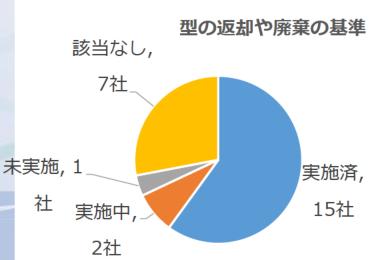
設問6 貴社は、原価低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準(自主行動計画)に記載された望ましくない事例を行わないことを徹底していますか。/貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。 **受注側**

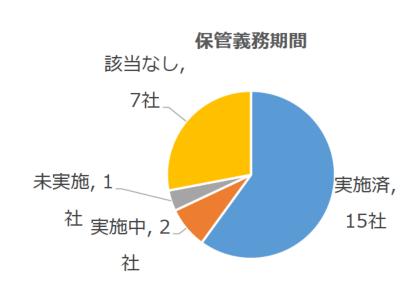


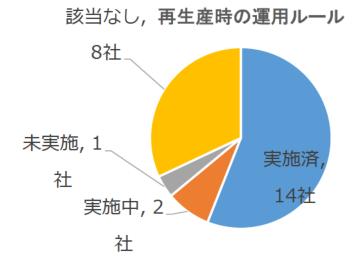
3. 調査結果と分析(1)重点三課題②型管理工學と

設問10 貴社は、型保管及び旧型補給品供給に関して、以下の項目に関するルールやマニュアルを整備していますか。/貴 社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において整備されていますか。【各項目単一回答】 <広義>





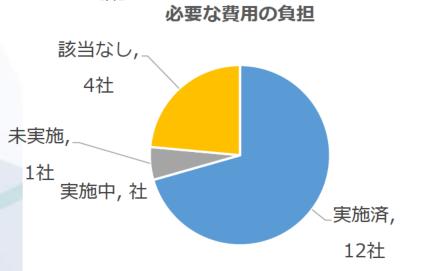


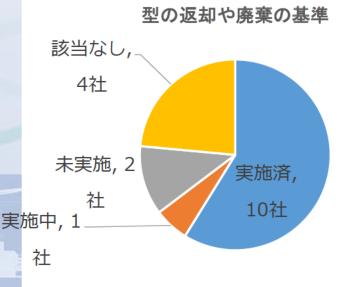


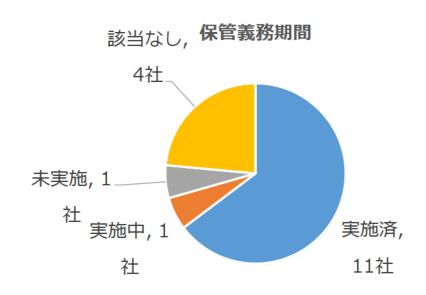
3. 調査結果と分析(1)重点三課題②型管理でのは Association

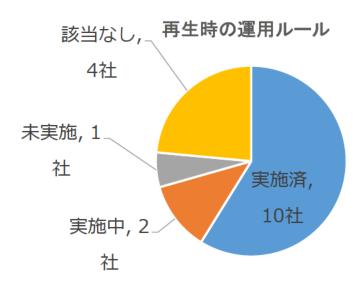
設問10 貴社は、型保管及び旧型補給品供給に関して、以下の項目に関するルールやマニュアルを整備していますか。/貴 社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において整備されていますか。【各項目単一回答】 <広義>

受注側



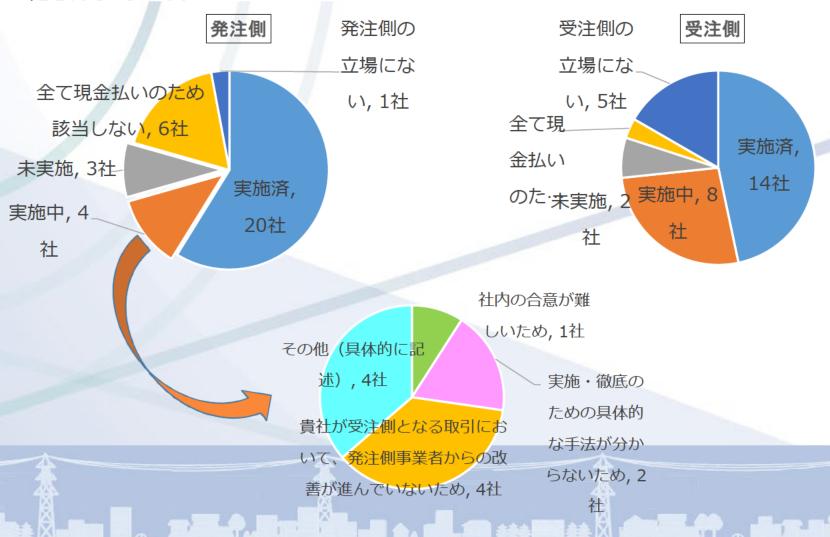






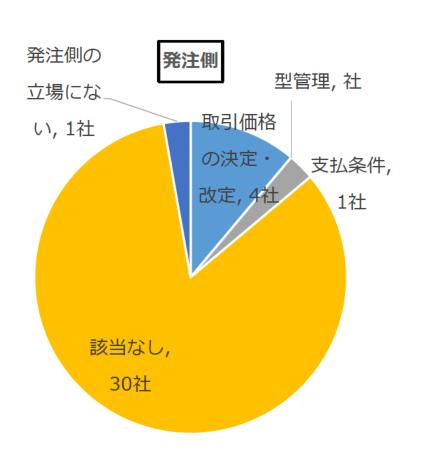
3. 調査結果と分析(1)重点三課題③下請け代金

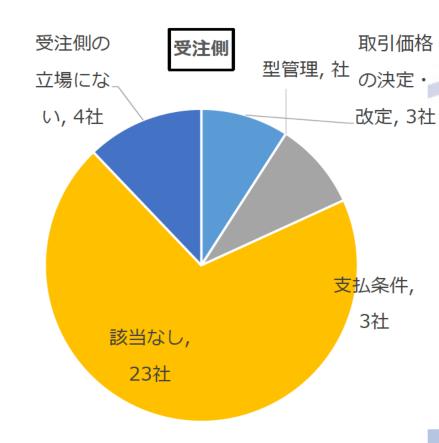
設問12 貴社は、下請代金の支払いについて、現金払い、割引料負担の勘案及び手形等サイトの短縮に向けた方針や計画を策定していますか。/貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において策定されていますか。



3.調査結果と分析(2)取引適正化とコロナ禍

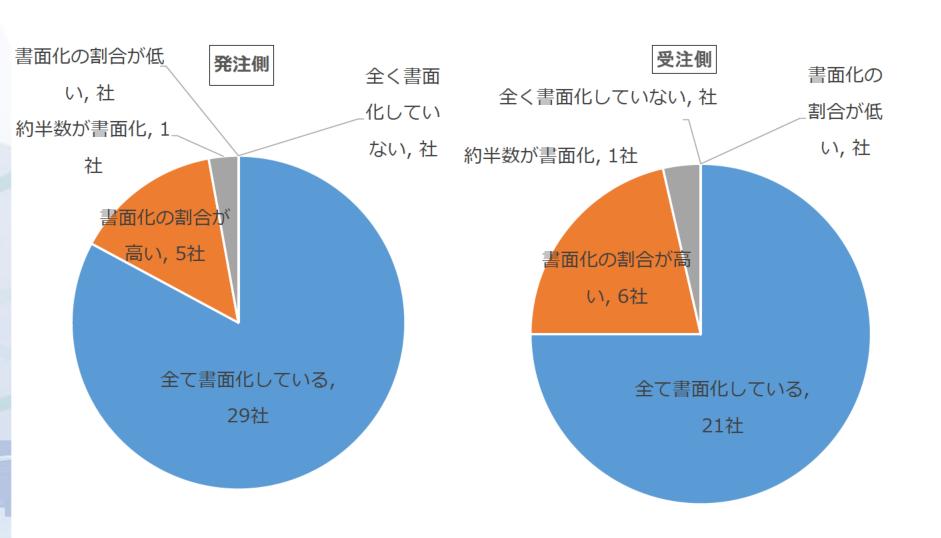
「設問36 取引適正化に関する取組のうち、改善が進まなかった理由として、特に、新型コロナウイルス感染 ♪ 症拡大の影響を大きく受けたものをお答えください。





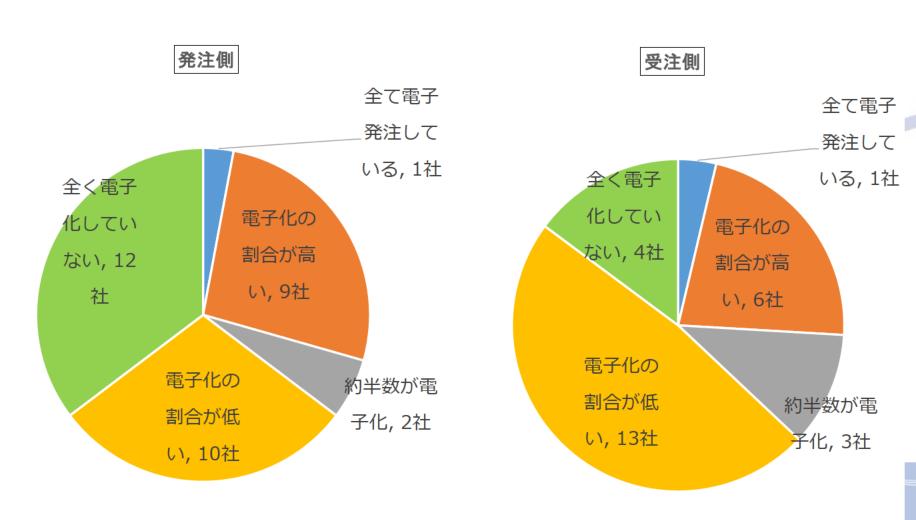
3. 調査結果と分析(3)電線工業会独自1/2

● 設問41 親事業者⇔下請事業者間でどのような形式で注文書がやり取りされているのか、取引内容の(下請法第3条では義務付けられている)書面化の状況についてお答えください。



3. 調査結果と分析(3)電線工業会独自2/2

設問42 電子受発注、電子決済等の導入による情報化への対応状況ついてお答えください。(2020年初めに下請振興基準が改正され、"電子化の対応を促進する"旨が追記されました)



4. まとめ 今後の取組(普及活動等)

- ▶取引適正化に特化した顧問弁護士による最低年1回の講習会の 開催(2021年1月に実施済)
- ▶取引適正化フォローアップアンケートの継続(1回/年)
- ▶会員社へのヒアリングの実施
- ▶関連団体、所管官庁への働きかけ
- ▶当会ホームページに「取引適正化相談窓口」の設置(済)